

〈論文〉

「イグアラ計画」にみるヌエバ・エスパ ーニャ副王領軍の台頭 —植民地末期におけるペニンスラールと クリオーリョの対立に関する一考察—

立 岩 礼 子 (大阪経済大学)

はじめに

メキシコは300年間に及ぶ植民地支配を打破し、1821年にスペインから独立した。1808年、スペイン国王不在の危機に表面化したヌエバ・エスパニーナの独立運動は、メキシコ市参事会のクリオーリョによる議会開催要求、イダルゴ神父とインディオやメスティソから成る下層民の蜂起、モレロスの共和国建設の試み、保守派特権階級のカディス憲法再公布への反発など様々な形で展開された。その10年に及ぶ紆余曲折は、ヌエバ・エスパニーナを構成していた異なる社会階級がそれぞれの利害に合致した独立の形態を求めたことを物語っている¹⁾。そして1821年、かれらは何よりも独立決行を優先することで一致した。その際にかれらが支持した妥協案とも呼ぶべき独立案が「イグアラ計画」であった²⁾。従って、この計画がそれぞれの社会階級にとっていかなる点で有益であったかを問うことは、複雑なメキシコ独立の経緯を明らかにするうえで極めて重要であると思われる。

そこで本稿では、この「イグアラ計画」がヌエバ・エスパニーナ副王領軍指揮官アグスティン・デ・イトゥルビデ³⁾によって提唱されたことに着目し、メキシコ独立をこの計画に反映された軍人の立場から考察する。19世紀初頭に独立戦争が進展する過程において軍人はその権限を拡大し、それまで植民地になかった新しい社会階級として成長するに至った。そして勢

力を維持するために独立を支持したと考えられる。従来の研究はヌエバ・エスパーニャ副王領軍がペニンスラールとクリオーリョから構成されていた点を指摘するのみに終始していたが⁴⁾、最近の研究からクリオーリョ軍人の人数、年齢、出身階層をはじめとする具体的なデータがまとめられ⁵⁾、副王領軍におけるクリオーリョと独立の諸相を関係づけることが可能になった。そしてブルボン改革以後副王領の統治がペニンスラールに独占されていたにもかかわらず、ヌエバ・エスパーニャ副王領軍の場合にはペニンスラールとクリオーリョが共存していたことを確認し、さらには植民地に根強かったとされるペニンスラールとクリオーリョの対立の構図に少なからずの修正を加える余地さえも示唆することが可能になりつつあると考えられる。本稿ではこうした点に言及することを試みながら、本来国王に忠誠を尽くすべき副王領軍が“反旗を翻して”メキシコ独立を支持するに至った背景を明らかにしていく。

まず第I章では副王領軍の組織と職業軍人の誕生にふれ、ペニンスラール軍人とクリオーリョ軍人の共存によって副王領軍が植民地の軍隊と化していったと思われる要因を検討する。第II章では副王領軍による独立戦争鎮圧と軍人の勢力拡大の相関関係について言及する。そして第III章では独立が軍人にもたらしうる利点を「イグアラ計画」に見いだすことを試みる。

I. 軍人階級の形成

ヌエバ・エスパーニャ副王領軍は宗主国スペインによって1764年に配備された。これは本国が財政建て直しを図るべく施行したブルボン改革の一貫であり、特にカディス独占貿易に風穴をあけようとしていたイギリスの勢力拡大を阻止するためであった。1762年にイギリスがヌエバ・エスパーニャ最大の港ベラクルスに最も近い戦略拠点であるハバナを占領し、さらに翌年パリ条約でヌエバ・エスパーニャ北部を領有すると、スペインは早急に常備軍を組織することを余儀なくされた。

スペイン本国はユトレヒト条約以後イタリア奪回の機会をうかがう一方

で、イギリスとフランスとの間で長引く紛争のあおりを受け、軍隊を常備しておかねばならない状況下にあった。広大な帝国を維持するためとはいえ、慢性的ともいえるべき財政破綻に苦しむスペインにとって、ヨーロッパにおける防衛に加え、重要な財源である植民地を守るために軍隊を副王領に駐屯させる費用と兵士を賄うことは、もはや困難極まりないことであった。そこで18世紀末には歳入のおよそ半分を本国へ収めるほど豊かな植民地に成長していたヌエバ・エスパーニャでは、その副王領政府が軍の財源と兵力を負担することになった。しかし当時の副王レビリャヒヘド伯爵はクリオーリョやインディオを武装するなど論外だとし、あくまでもペニンスラールだけで組織された軍の結成を望んだ⁶⁾。結果的にかれの予測は的を得たものであったが、スペイン帝国の規模とペニンスラール兵の数からして当時その提案は非現実的で聞き入れなかったことは言うまでもない。1764年から一年間本国から派遣された司令官が副王領軍組織の任務について、政務および軍務における権限をめぐる副王と衝突したため、軍は副王に統括されることになった⁷⁾。常備軍結成にあたっては、財源の確保、人口調査と徴兵、武器製造技術者の養成、兵舎や病院の建設、大砲移動用の道路の拡張などあらゆる条件を整えることになり、副王領政府は1765年から1782年にかけてその歳出の約3分1近くを軍備に充てた⁸⁾。

副王領軍は主として本国あるいは副王が任命したペニンスラールのエリート軍人から構成されていた⁹⁾。ヌエバ・エスパーニャに上陸したうちの多くの者が熱病や風土病に倒れ、命を取り留めた者だけが広大な領土を奔走してクリオーリョをはじめとした男子を集め、訓練し、部隊を組織した。しかしフランス革命とともにヨーロッパの事情が一変し、大西洋におけるイギリスとの危機が回避されると、副王軍組織の作業は停滞した。ヌエバ・エスパーニャ社会において特権階級と目されていたペニンスラール駐屯兵らは、富裕なクリオーリョの娘を娶り、軍人としてあるいは鉱山主やアシエンダ領主などに転身し、ヌエバ・エスパーニャに定住するようになっていった。その様子は副王レビリャヒヘドが1790年の書簡に「ペニンスラー

表1：出身別による旧スペイン領アメリカにおける副王領軍々人数の推移(%)

—	1740	1750	1760	1770	1780	1790	1800
ペニンスラール	62.9	63.9	63.5	54.8	47.5	43.1	36.4
クリオーリョ	34.6	34.5	33.8	39.7	48.4	52.7	60.0
外国人	2.3	2.5	2.6	5.3	3.9	4.1	3.5

(出典) Juan Marchena Fernández, *Oficiales y soldados en el ejército de América*, Escuela de Estudios Hispanoamericanos, Sevilla, 1983, p. 112.

ル駐屯兵は真の愛国者アメリカーノと化した」と書き残したことからもうかがい知ることができる¹⁰⁾。かれが植民地出身者の忠誠心に強い不信感を抱いていただけに、この言葉は副王領軍のなかにヌエバ・エスパーニャを祖国として守ろうとする意識が芽生えていったことを示唆しているように思われる。

ペニンスラール軍人の現地化が進む一方で、かれらを親に持つ世代が18世紀末頃に副王領軍に入隊するようになり、クリオーリョ軍人が誕生した¹¹⁾。表1によればレビリャヒヘドがペニンスラールの現地化を指摘した1790年には、すでに副王領軍のクリオーリョ化がスペインのアメリカ植民地全体に及んでいた。ここでは1780年に副王領軍におけるペニンスラールとクリオーリョが占める割合がほぼ等しくなり、1790年にはクリオーリョがペニンスラールを上回っていることがわかる。さらに独立前夜の1800年にはクリオーリョが全体の6割を占めるに至っている。

ヌエバ・エスパーニャ副王領軍の場合、クリオーリョ軍人の増加をうながした要因の一つに、副王領政府とクリオーリョ特権階級の政治面での接近を挙げることができる。レビリャヒヘドの後任として1794年に着任した副王ブランシフォルテは、クリオーリョ特権階級との協力体制を強め、かれらの経済力を副王領統治に取り込もうと考えた。その結果、副王領政府はクリオーリョから資金援助を獲得し、その見返りとしてクリオーリョは

軍人という名譽ある地位と特権を与えられたのであった。この両者の協力関係は、本国スペインの政治的緊張や経済危機が長引いたため、その後の歴代副王によっても継続されることになった¹²⁾。このことに加え、クリオー

表2：出身地別による旧スペイン領アメリカにおける副王領軍々人数の推移(%)

	1740	1750	1760	1770	1780	1790	1800
アンダルシア	14.5	19.7	20.8	15.5	12.0	10.9	11.1
アラゴン	2.7	1.4	3.6	2.1	2.7	1.9	1.7
アストゥリアス	1.1	0.5	0.7	0.5	0.8	1.2	0.7
バレアレス諸島	1.5	1.6	0.1	0.8	0.4	0.5	0.2
カナリア諸島	6.6	1.4	2.4	1.4	0.7	0.8	0.4
カスティージャ	12.9	18.5	12.9	10.9	11.9	10.7	8.9
カタルーニャ	3.5	3.9	4.5	6.7	5.3	3.7	2.2
エストレマドゥーラ	5.5	2.8	4.5	3.0	1.8	2.6	1.9
ガリシア	1.5	2.8	2.6	3.1	3.2	3.3	2.9
レバンテ	6.6	4.7	5.6	3.5	2.7	2.6	2.0
ナバラ	1.9	3.9	2.2	1.8	1.7	1.4	0.7
北アフリカ	0.7	0.8	1.9	2.6	1.7	1.2	1.7
バスク	3.1	1.4	1.2	1.8	2.1	1.1	1.4
カリブ地域	24.4	30.9	15.0	11.4	10.0	14.5	9.0
中央アメリカ	5.5	0.0	0.3	0.2	0.4	0.3	0.08
ヌエバ・エスパーニャ	1.1	0.8	11.3	13.1	15.3	7.9	10.3
ヌエバ・グラナダ	3.1	1.6	4.5	5.9	8.4	10.9	18.4
ペルー	0.0	0.0	2.1	7.3	9.2	9.9	11.3
リオ・デ・ラ・プラタ	0.3	0.0	0.0	1.6	4.9	8.9	10.7
外国人	2.3	2.5	2.6	5.3	3.9	4.1	3.5

(出典) *Ibid.*, p.114.

リョは各地で組織された民兵軍¹³⁾の主体でもあったことを考慮すれば、ヌエバ・エスパーニャにおいてかれらによる武力支配が確実に大きくなっていったことは明らかである。

表2は表1の傾向を軍人の出身地別に示したものである。この表はおのずとスペインの植民地支配にみられるカスティリーヤの優勢なども示しているが、ここでは副王領軍のクリオーリョ化についてのみ注目する。

表2でも表1と同様に、1800年に向けてペニンスラールが占める割合が減少している。これに対し、カリブ地域と中央アメリカを除けば、植民地出身者つまりクリオーリョの占める割合が半世紀で急激に増えていることが確認できる。ヌエバ・エスパーニャの場合、1760年頃までは北部に獲得した領土やベラクルス港に守備隊が配置されていただけで、軍人そのものの存在が出身の別にかかわらず、社会に何らかの影響を及ぼしていたとは考えにくい。しかし1764年の副王領軍結成を境に、それまでの10倍近くのクリオーリョが副王領軍に参加し、1780年までに着実にその数を増やしている。ほかの副王領に比べても、ヌエバ・エスパーニャでは副王領軍配備時の国際情勢のほか、人口の多さと厳しい徴兵制などにより結成当初からクリオーリョの入隊が顕著であった。1790年にはその数がほぼ半減するが、それは続発した伝染病や飢饉、インテンデンシア設置に伴う副王領政府機関の見直し、スペインがイギリスに対して開戦したことに伴う本国やカリブ海地域への派兵などに影響されたものと考えられる。しかしそれ以後も再び増加の傾向にあることが認められ、1810年以降メキシコが独立戦争に突入すると、インディオやメスティソに敵対してクリオーリョが副王領軍に登用されていく傾向にあったことを示唆している。

副王領軍の現地化はペニンスラール軍人に対するクリオーリョ軍人の数的な優位によるものばかりではない。軍結成時より本国から派遣されたペニンスラール軍人が副王領で年老いて退役する一方、18世紀後半から19世紀前半にかけてスペインが直面した戦争や政治混乱のためにヌエバ・エスパーニャへの若い軍人や新規の兵力の補充が滞っていたことをも示してい

る。本国における危機の高まりは、当然のことながら植民地への救援の減少あるいは停滞を意味したのである。こうしたなかでカリフォルニアからユカタン半島およびカリブ海までの広大な領域を防衛するためには、クリオーリヨの入隊を容認するほかに手だてがなく、むしろ副王領政府は軍事特権¹⁴⁾を与えてかれらの入隊をうながした。その結果、上官は依然としてペニンスラールが占める傾向にあったが¹⁵⁾、クリオーリヨ軍人が増加し、表3が示すようにある程度の地位まで昇進するようになっていった¹⁶⁾。

このようにヌエバ・エスパーニャの支配権をペニンスラールに独占されてきたクリオーリヨにとって、副王領軍人とは副王領政府機関に地位を得ることのできる数少ない職業であったといえる。また副王領軍のクリオーリヨ化にあわせてペニンスラール軍人のヌエバ・エスパーニャ定住化も考

表3：階級および出身別による旧スペイン領アメリカ副王領軍々人の分布(%)

	1760			1770			1780			1790			1800		
	P	C	E	P	C	E	P	C	E	P	C	E	P	C	E
准 将	100	0	0	100	0	0	33	0	66	100	0	0	83	16	1
大 佐	80	20	0	73	15	11	94	0	5	88	5	5	78	14	8
中 佐	90	0	9	76	17	5	85	14	0	71	9	19	75	8	17
少 佐	91	8	0	76	8	16	78	21	0	62	29	8	72	20	8
大 尉	76	16	6	70	24	5	66	28	5	52	41	6	48	44	6
中 尉	69	10	1	60	32	7	55	41	3	37	58	3	41	57	2
副 官	69	10	0	48	43	8	53	40	6	55	42	2	40	56	4
准 尉	51	46	1	49	47	2	36	60	3	38	58	2	31	66	3
士官候補	28	71	0	18	81	0	14	84	1	1	88	0	6	93	1
軍 曹	73	22	3	57	35	7	58	34	6	9	23	7	58	35	7

*表中の P, E, C はそれぞれペニンスラール, クリオーリヨ, 外国人の略である。
(出典) *Ibid.*, p.121.

慮すれば、副王領軍に本国スペインの軍隊というより、むしろ軍人自身の生活に直結していたヌエバ・エスパーニャの利益を守るための軍隊であるという意識が培われていったとしても不思議ではなからう。

II. 軍人階級の台頭

1808年にナポレオンがスペインを侵攻すると、それに乗じてイギリスやフランスがスペインのアメリカ植民地へ上陸してくることを警戒し、ヌエバ・エスパーニャ副王領軍はベラクルス港に集結した。一方ナポレオンによるスペイン王権剝奪の知らせを受けたメキシコ市では、ヌエバ・エスパーニャの主権の所在をめぐるクリオーリョとペニンスラールが対立した¹⁷⁾。主としてクリオーリョから構成されていた市参事会は、カディス議会と対等な立場からメキシコ議会開催を副王ホセ・デ・イトゥルガラに要求した。これに対し、あくまでもカディス議会を支持するペニンスラール貿易商人ガブリエル・デ・イエルモらは市参事会の要求に理解を示した副王を逮捕し、代わりに將軍ペドロ・ガリバイを副王の座に据えた。軍の最高司令官である副王が失脚したにもかかわらず副王領軍が行動を起こさなかったことから、この軍隊は名ばかりであって、愛国心も誇りも持たない軍人の集まりだと非難された¹⁸⁾。ブエノス・アイレスでは1806年に本国からの救援を受けずとも軍人がイギリスを敗り、リニエ將軍が副王の座についたが、当時のヌエバ・エスパーニャでは軍人が政治を掌握するまでに至っていなかったと考えられる。

副王領軍は直ちに新副王ガリバイに忠誠を誓った。ガリバイはヨーロッパ駐屯に比べて功績を評価されにくいとされたアメリカ駐屯で將軍にまで昇進した強者で、当時ペニンスラール軍人としては最も駐屯年数の長い一人に数えられていた。80歳に近い年齢と健康の悪化のためすでに軍の指揮をとることはなく、ペニンスラール特権階級の一人としてメキシコ市にて退役軍人同様の生活を送っていた¹⁹⁾。この軍人副王の誕生は、カディス議会を支持するペニンスラールがクリオーリョの議会開催要求に対し武力行使

も辞さないとする姿勢の表れであった。しかし、それと同時にヌエバ・エスパーニャ社会における軍人の地位を高め、また軍人と特権階級との信頼関係を深め、軍人が国王代理である副王という地位に足りることを示したといえる。

その後スペインおよび南アメリカにおいてそれぞれ独立戦争が激しくなると、ヌエバ・エスパーニャはイギリスやアメリカ合衆国の動向を警戒すべく、再び防衛を強化しなくてはならなくなった。副王領軍そのものの規模を拡大するには限りがあったため、副王ガリバイは民兵軍の再編成を命じた。民兵軍はもはや地方の自衛集団ではなく、副王領軍を補佐する役目を担うことになった。各駐屯地から部隊がメキシコ市やハラッパなどに集結して演習を行ない、民兵軍が副王領軍に組み込まれるようになる²⁰⁾、なかには副王領軍に引き立てられる者も現れ、軍の現地化を一層うながした。

ガリバイ将軍とその後任のフランシスコ・ハビエル・デ・リサナ大司教はあくまでもヌエバ・エスパーニャ内で暫定的に選出された副王であったが、その後本国はスペイン独立戦争の英雄フランシスコ・ハビエル・デ・ベネガスを副王として任命し、ヌエバ・エスパーニャの安定を計ろうと試みた。しかしながらベネガスは着任後2日目にしてイダルゴ神父の蜂起に直面することになった。凶作とトウモロコシの値段の高騰に起因する農民の不満が、1810年にイダルゴ神父のもとで独立を求める声と化したのであった。副王領軍は北部国境や大西洋側での戦いを想定して訓練されており、また新副王を迎えたばかりとあって、暴徒と化したメスティソやインディオの反乱軍に翻弄された。このとき副王ベネガスを補佐して軍の指揮をとった人物が、すでに前副王ガリバイのもとで軍を統率していたマリア・フェリックス・カリエハ将軍であった。かれは副王レビリャヒヘドの指名により、若くしてヌエバ・エスパーニャに配属となったペニンスラールであった。長年サン・ルイス・ポトシを中心にヌエバ・エスパーニャ中央部を指揮し、そこでクリオーリャを娶っており、ヌエバ・エスパーニャの良き理解者としてクリオーリョからの評価も高かった。イダルゴ蜂起に際して、

かれは駐屯地に築いた影響力をもって直ちに軍事物資を揃え²¹⁾、1年足らずで蜂起を平定した。これにより副王ベネガスは「ヌエバ・エスパーニャ再統一侯爵」の称号を与えられ²²⁾、カリエハは副王に推挙された。軍人勢力の拡大を懸念したカディス議会がベネガスの退位を決めると、これを受けてメキシコ代表議員らがヌエバ・エスパーニャの事情に精通したカリエハを推したのであった²³⁾。またカリエハに劣らぬ功績を収めたクルス將軍も1810年から1821年までヌエバ・ガリシアを指揮し、副王さえも介入できないほど揺るぎない支配体制を築いた²⁴⁾。

イダルゴ亡き後、独立戦争はモレロスに継承された。1813年にはベネガスが退き、カリエハが副王の座についた。ペニンスラール軍人が植民地における功績だけで国王の代理である副王に昇進した事実は、ヌエバ・エスパーニャにおける軍人の地位の確立を象徴する出来事であった。すでにサン・ルイス・ポトシからメキシコ市の高級住宅街に居を移していたカリエハ夫妻は副王領政府と軍の統率権を手中にし、ペニンスラール貿易商人やクリオーリョ鉱山主らから成る特権階級と結びつき、文字通りヌエバ・エスパーニャを支配するに至った。カリエハのサロンにはこの特権階級に混ざって、民兵軍から副王領軍に配属されたサン・ルイス・ポトシでの部下であったアナスタシオ・プスタマンテ²⁵⁾やミゲル・バラガンなどの軍人も出入りするようになっていった²⁶⁾。ベネガスに与えられた荣誉やカリエハの出世は職業軍人の地位を確立し、特にカリエハのもとでは行政よりも反乱軍鎮圧が優先され、軍人が政治の主導権を掌握するようになっていった。こうして特権階級出身でもなくあるいは父親を軍人に持たないクリオーリョ軍人でも特権階級としてヌエバ・エスパーニャ社会に受け入れられていったのである。

そうしたなかでプスタマンテやイトゥルビデをはじめとしたクリオーリョ軍人が頭角を現すようになった。1813年にカリエハはイトゥルビデをグアナファトの指揮官に迎えた。かれは民兵軍から副王直属の部下となり、1815年には北方軍を任せられ、グアナファトを含む肥沃なバヒオー帯に加え、

故郷のバリャドリードをも統括するようになった²⁷⁾。これらの地域は反乱軍の巢窟であり、それだけに地元の事情に精通した指揮官を配置することが肝要であった。つまり、軍人イトゥルビデへの評価は高かったといえる。イトゥルビデが1815年から1816年までの2年間にカリェハへ宛てた報告には、反乱軍鎮圧に関する作戦や指揮、クルス將軍をはじめとした北方の指揮官との緊密な連絡、部下の手柄や昇進の申請、物資供給の事情など多岐にわたって詳細に書かれている²⁸⁾。カリェハはイトゥルビデの指揮能力、鋭敏さ、考え方に加え、第三者のかれに対する評価にも満足しているとして²⁹⁾、クリオーリョ軍人に対する信頼をうかがわせている。

フェルナンド七世は1815年にアメリカ駐屯における軍人の功労をねぎらう目的で「イサベル・カトリック女王の騎士」という称号を設けた。これを授与しているのはベネガスやクルスなどのペニンスラール軍人が多い³⁰⁾。カリェハはイトゥルビデの指揮なしにはイダルゴやモレロスの平定は実現しえなかったと国王に書き送ったが³¹⁾、この称号はイトゥルビデに授与されなかった。またかれが希望していたスペイン派遣も叶えられず、少なからずの不満を抱くことになった³²⁾。こうした事実は副王領軍においてペニンスラールとクリオーリョとの間に存在した区別の一端を示唆するものである。

急進的な共和国の設立を求めたモレロスはアパチンガン憲法を起草し、公布するにまで至った。しかし山中から展開するゲリラ戦法がゆえに人々との隔たりを縮めることができず、広く理解を得ることに失敗した。1815年末に副王領軍はかれを捕え、処刑し、反乱軍を平定した。19世紀に活躍した政治家であり歴史家でもあるルーカス・アラマンはカリェハを「第二のコレテス」と称して、ヌエバ・エスパーニャが平定された様を表した³³⁾。スペインはかれの功績を讃え、「カルデロン伯爵」の称号を授けた³⁴⁾。しかしかれは長年の経験から、そもそも植民地というものには独立達成のためにいかなる機会をも見逃さないものだとし、ヌエバ・エスパーニャはまだ安心できる状況にないと考えていた³⁵⁾。

カリェハの後任にはやはり軍人のフアン・ルイス・デ・アポダカが任命

された。かれはスペインの独立戦争ではイギリスへの特命大使として派遣された人物で、経済建て直しを第一にヌエバ・エスパーニャ再建を目指した。1816年にはヌエバ・エスパーニャに平和が戻ったとはいえ、共和国の建設を目指した急進派のニコラス・ブラボ、グアダルーペ・ビクトリア、ビセンテ・ゲレロらが恩赦にも応じず断続的にゲリラ戦を指揮していた。また1817年にはスペインからハビエル・ミナスが上陸し、フライ・セルバンド・テレサ・デ・ミエールも帰国して活発な解放運動を展開するなど、油断のならない状況が続いていた。副王領軍はこうした活動の根絶を目指すことを余儀なくされた。

しかしすでに1815年頃から副王領軍の物資供給は悪化しており、反乱軍鎮圧には困難がつきまとっていた。副王領軍は反乱軍を捕えると、かれらの潜入先であったランチョやアシエンダから家畜、馬、武器、現金などを接收するようになっていった³⁶⁾。軍人による住民への課税も行われた³⁷⁾。敵の多さに加え、食糧や報告を書く筆記用具も不足しているために任務遂行は不可能だとして辞表を提出する指揮官も現れた³⁸⁾。除隊を願う者が続出し³⁹⁾、夫や息子を兵隊にとられて戦争で失い、生活の糧のない未亡人や母親が指揮官に保護を求めた⁴⁰⁾。こうした状況は反乱軍の勢力が根強かった地域に顕著で、1815年以降イトゥルピデの軍日誌には兵士の疲労や士気の欠如、武器や物資の不足を訴える内容が増えている。食糧不足は軍の命令による耕作でまかなわれていた⁴¹⁾。また軍は襲撃的になりやすい大規模なアシエンダや地方へ運搬される物資を警護し、その代わりにアシエンダ領主や地方政府から物資の救援を得ることもあった⁴²⁾。こうした様子を目にした駐屯地の住民は、「指揮官らは鬭争が続くことを望んでいる。なぜなら戦いが続いている間はいかれらが駐屯地における唯一の君主だからである」⁴³⁾と非難した。こうした声は軍人がいかにヌエバ・エスパーニャの人々の生活を支配していたかを伝えている。

10年に及ぶ戦争のためにヌエバ・エスパーニャの経済は危機的な状況に陥り、軍人に対する報酬はますます不十分なものとなっていった。副王カ

リエハは軍の規律や特権の濫用を取り締まったが⁴⁴⁾、駐屯地の出身で、そこで副王領軍に登用されたクリオーリヨはもともとアシエンダ経営や食糧や商品の流通にも携わっており、そうしたかれらを規制することは困難であった⁴⁵⁾。カリエハは軍人を窮乏させることは逆に政府への反発を招くことになる。国王に対して申し開きを行い⁴⁶⁾、こうした状況を看過した。一方、スペイン傭兵のイタリア人指揮官ピセンテ・フィロソラは、「取るに足りない賃金の引き上げと我々の息子同然である兵士の命の犠牲のうえに上官たちが喜ぶ栄光が築かれてきた」と不満を表した⁴⁷⁾。またアウディエンシアの役人は、軍人がコスタ・フィルメやハバナへ派遣された期間に受けた手当てをヌエバ・エスパーニャに戻ると停止され、さらには昇進も望めないといった状況にいらだっていると報告した⁴⁸⁾。窮乏した軍人の姿を見かねた市民は、「役人の給料を支払うために国庫が苦しいのであるならば、その多額な給料を多少引き下げても役人は不平を言わないだろう。しかし実質的な報酬もないうえ、これほど恵まれず、しかも貢献のあった軍人階級の給料を減らすというのであれば、我々としては軍人に対し少なくとも心からの敬意を表したい」⁴⁹⁾と公言するほどであった。

1820年のカディス憲法再公布により出版の自由が許可されると、ビラ配付を通じて軍人の不満が訴えられた。副王アポダカは、出版の自由とはいえ許しがたいと判断したビラのリストを本国に宛てて作成した。そのなかには、「副王領軍の敵である役人への反論」、「ヌエバ・エスパーニャにおける兵士への報酬の低さ及び病院建設、パン、補給物資、わら、大麦の配給の必要性の訴え—国庫に負担をかけずに行えるのか—」、「スペイン竜騎兵から市民への宣言」などのタイトルが挙げられており⁵⁰⁾、これらが副王領軍の窮乏した様子をあからさまに訴え、副王領政府を批判する内容であることを示している。そして実際にメキシコ・シティーでは1816年から駐屯しているペニンスラール歩兵隊がヨーロッパ駐屯兵と同等の手当てを要求し、副王に直訴するという事件が起こった。副王領政府は規律を乱すとして部隊長の左遷を命じたが、この処分が不当なものだとして、当該軍人らがペ

ニンスラールであるにもかかわらず、軍と市民が副王領政府に反発し、両者の間で激しい論争が繰り広げられた⁵¹⁾。これらの文書のなかには「軍人」という言葉が用いられており、ペニンスラールあるいはクリオーリョと区別することなく、一つの階級として軍人がヌエバ・エスパーニャ社会に存在していたことを示している。

副王アポダカはこの騒ぎを国王へ報告した。またスペイン竜騎兵隊が内部対立を抱えていること、セラヤ地方の歩兵隊が規律を乱し、罰金処分を受けるなどの軍隊の不穏な動きについても書き送った⁵²⁾。しかしいずれについても差し迫った対応策の必要性を説いていない。4ヶ月後に本国はこの報告書を緊急重要案件として受理したが⁵³⁾、その頃すでにヌエバ・エスパーニャではイトゥルビデが独立を掲げて進軍していた。

1821年2月24日イトゥルビデは駐屯先のイグアラ村にて「イグアラ計画」をまず指揮下の兵士らに提唱し、独立戦争を開始した。反乱軍鎮圧に成功し、ヌエバ・エスパーニャにおける社会的地位を確立した軍人は、ペニンスラールもクリオーリョも外国人もその功労が報われず、また正当に評価されないことに不満を募らせ、既得の権力基盤を保持する道を模索しはじめたのであった。それを具体化したものが「イグアラ計画」ではなかったのだろうか。

III. イグアラ計画⁵⁴⁾

「イグアラ計画」を提唱した人物がイトゥルビデであったことについて異論を唱える研究者はいないが、だれがその計画を起草したかについては幾つかの説がある。ルーカス・アラマンの記述から、ペニンスラール僧侶モンテアグードを中核とする教会関係者の保守派によるものだとする説が有力とされている。しかしアラマン自身は証拠となりうる文書が残されていず、その経緯などについては判らないと説明しているため、この説には疑問の余地が残されている⁵⁵⁾。ブライアン・ハムネットは、当時ヌエバ・エスパーニャでは様々なグループが独立の可能性を模索していたことから、

イトゥルビデ自身による構想がある時期にほかの構想と合併した結果として「イグアラ計画」が生まれたのではないかと問うている⁵⁶⁾。

近年イトゥルビデの再評価を行ったティモティー・E・アナは、根拠のある説が示されないかぎり、イトゥルビデがその手記に書き残したように、この計画がかれ自身の構想によるものだと認めるべきであるとしている⁵⁷⁾。イトゥルビデはその手記のなかで、「私はイグアラ計画として知られる計画を練った。この計画は私のものである。なぜなら私一人で考え、広め、公布し、実行したからである」⁵⁸⁾と明言し、「イグアラ計画」がモンテアグードら教会関係者によって作成されたものでないと反論しているからである⁵⁹⁾。そこで、イトゥルビデはこの独立計画を発表するにあたり、「この軍隊は、われわれが信仰する聖なる宗教が汚されないこと、そして万人の幸福が叶えられることだけを望んでいる。この軍隊が提唱する解決策の基本的な考えを聞いてくれ」⁶⁰⁾と前置きしたことに注目したい。つまり、かれは「イグアラ計画」が軍による構想であると明確にした上で、ヌエバ・エスパーニャの人々に呼びかけたのである。

この計画はメキシコの国教をキリスト教に定め、独立を宣言し、ペニンスラールとクリオーリョとの共生を求めた「三つの保障」を基礎にしている。さらに、議会が開催され、新憲法が制定されるまでの暫定政府の在り方、立憲君主制への移行手順について説明している。また社会秩序にもふれ、既得の職業および財産の尊重、人種間の平等、独立反対者に対する処置についても明確にしている。こうして人々の精神的支えであった宗教を守り、ヌエバ・エスパーニャを支配していたペニンスラールとクリオーリョから成る特権階級の連帯を損なうことなく、カディス議会に追従しない独自の議会の開催を求める独立構想が提示されたのであった。

この「イグアラ計画」は全23条から成っているが、そのうち軍人および「三つの保障の軍隊 el ejército de las Tres Garantías (以下、トリガランテ軍 el Ejército Trigarante と略す)」については全体のほぼ5分の1に相当する5つの条項に定めてある。この計画では軍人以外の階級に対して

これほど多くの条項を費やしていないことから、この計画に占める軍人の中心的役割をうかがい知ることができる。

まず、「イグアラ計画」において注目すべき点は、独立を擁護するためにトリガランテ軍を結成すると宣言し⁶¹⁾、独立を達成するためには軍人の力が必要だということを明確に打ち出したことにある。イダルゴやモレロスは独立の理念を成文化することなく蜂起し、石、農耕具、わずかな武器を手にした農民とともに戦ったが、イトゥルビデは声明文を作成し、職業軍人を組織して独立を推進した。前者は特権階級に恐怖を植えつけ、独立運動から離反させた。しかし後者はすでに地方で支配力を強めて特権階級と化し、平和の番人と目されていたため、ペニンスラールおよびクリオーリョ、そして特権階級から下層階級まで軍人の出身階層の分布に比例した広い支持をとりつけた。このことは、反乱軍には秩序、協調性、武器、資金、そして同志間の意見のまとまりがなかったが、イトゥルビデには全てが揃っていると評価した指揮官フィロソラの言葉にも表れている⁶²⁾。ここに10年以上に及ぶ独立戦争の過程で、独立運動そのものが成熟していった事実の一端を認めることができよう。

次に、「イグアラ計画」では新政府がトリガランテ軍によって支持されると宣言し⁶³⁾、これによりトリガランテ軍が独立と新政府の明暗を握っているとしたことに着目したい。このトリガランテ軍は副王領軍を母体とした。トリガランテ軍には副王領軍の軍規がそのまま適用され、副王領軍における既得の地位はトリガランテ軍においても継承されるものと定めた⁶⁴⁾。つまり副王領軍からトリガランテ軍へ、反乱軍鎮圧から独立推進へと方向転換が図られたのであった。さらに言えば、職業軍人はペニンスラールとクリオーリョの対立の図式を超え、不満の解決を新しい政府の発足に求めて政治的発言力を有する存在にまで成長したのであった。

副王領軍がトリガランテ軍に移行するにあたっては、軍の主要な指揮官の協力が必須であった。イトゥルビデはかれの出身地であるバリャドリッドや自らが指揮したパヒオ一帯に駐屯していた指揮官に支持を求めた⁶⁵⁾。ヌ

エバ・ガリシアのクルス將軍は独立こそ支持しなかったが、副王側についてイトゥルビデに軍を差し向けることもしなかった⁶⁶⁾。一方、クルスの部下であったペニンスラール指揮官ルイス・キンタナールやペドロ・セレスティーン・ネグレテらは積極的にイグアラ計画を推進した。副王がイトゥルビデは裏切り者であるとの声明を発表し、副王領軍に復帰するように呼びかけると⁶⁷⁾、一時的にイトゥルビデへの支持が減少するという現象もみられた。こうした場合、トリガランテ軍は上官の報告に従ってその補充を行い、また民兵軍の参加を歓迎したため⁶⁸⁾、クリオーリョの昇進に拍車がかかることになった。しかし、クリオーリョのなかにもビバンコ伯爵のように最後までトリガランテ軍に敵対した指揮官がいたことも忘れてはならない。

副王アポダカは本国に再三にわたって援軍を要請したが⁶⁹⁾、本国ではカリエハを含むヌエバ・エスパーニャ鎮圧派遣部隊からリエゴの反乱が起こり、援軍を送る余裕はなかった。イトゥルビデは副王に、「閣下は我々に敵対する戦力も持ち合わせておられないのです。ヌエバ・エスパーニャの人々が独立を望んでおり、国中の部隊も同様です。ヨーロッパ兵でさえもです。閣下の名誉のためにあえて申し上げますが、閣下には我々に敵対する部隊が一つも残されていないのです。栄えある軍人がどのように考えているかは周知の事実です。かれらには本国で広まった啓蒙思想にもとづく博愛的な考えと自由が宿っているのです。ほぼ全員が新しい国の体制を強く支持するでしょう」⁷⁰⁾と独立を承認するように迫った。

1821年7月5日、イトゥルビデ攻略に手間取る副王に対し、ペニンスラール將軍ノベリャは副王がイトゥルビデに加担しているとしてクーデターを起こし、政権を掌握した。ここに結成当初より副王のもとに統括されていた副王領軍は解体したのであった。それから約3ヶ月後の9月27日、イトゥルビデ率いるトリガランテ軍は市民から熱狂的な歓迎を受け、メキシコ市を凱旋した。独立達成後かれらは軍隊学校の設立を新政府に要求し、軍人階級が政治的に存続する道を模索しはじめるのである。

結 論

副王領軍は10年に及び反乱軍と戦い続け、それを鎮圧した。その実績は軍人による駐屯地の政治および経済支配を正当化し、ヌエバ・エスパーニャ社会において18世紀中葉まで存在しなかった軍人を半世紀の間に無視できない存在に成長させるまでに至らしめた。そしてイトゥルビデが提唱した「イグアラ計画」は、軍人の要求や判断がヌエバ・エスパーニャの政治に反映されることを可能にしたのであった。

ヌエバ・エスパーニャ副王領軍はペニンスラールとクリオーリョが共存する機関であり、少数のペニンスラール上官と多数のクリオーリョ士官から構成されていた。両者間の差は昇進や褒章にみられ、クリオーリョ軍人の不満を誘った。一方、ペニンスラール軍人はヨーロッパ駐屯兵との比較において不満を抱いていた。こうした両者の不満はペニンスラールとクリオーリョの対立を深めるというよりは、むしろ本国や副王領政府に向けられたのであった。「こんなにも欺瞞に満ちた者たちの家臣であり仲間であったこと、これほどまでに愚かな政府のもとで23年間も仕える不運に見舞われたことを思うと恥じ入るほかない」⁷¹⁾という指揮官の言葉がそれを伝えている。19世紀初頭の副王の報告書やイトゥルビデの軍日誌やその書簡にも、軍におけるペニンスラールとクリオーリョの対立の存在をうかがわせる記述は見当たらない。イトゥルビデはペニンスラール、クリオーリョ、外国人と意図的な隔たりを持たずに書簡を交わしている。ペニンスラールとクリオーリョの敵対が独立を困難にするという考えは、「スペイン人よ、ヨーロッパ人よ、あなたたちの祖国はアメリカだ。なぜならここに暮らしているからだ。ここにあなたが愛する妻が、あどけない子供が、アシエンダが、仕事があるのだから。アメリカ人よ、あなたがたのうち誰がスペイン人の子孫でないと云えるのだろうか」⁷²⁾という声明によく表われている。少なくともヌエバ・エスパーニャ副王領軍において、ペニンスラールとクリオーリョの関係が必ずしも対立の関係にあったとは言え

ないのではないだろうか。

イトゥルビデは決して軍事政権の樹立を目指していたわけではなかった。それは「イグアラ計画」の内容からも明らかである。しかしイトゥルビデは、組織された強い軍隊を準備することが独立達成に不可欠な条件であることを承知していた。イダルゴやモレロスが独立を成しえなかった理由の一つに軍事面の不備があったことを考えれば、これは自明の理である。つまり、イトゥルビデが軍人を中核に独立を推進したことは理にかなったものであった。しかし、だからといってそこに日和見主義の軍人の姿を求めるのは早計であろう。逆に、自らの不満の解決に立ち上がった副王領軍にこそ、18世紀後半から19世紀初頭にかけてヌエバ・エスパーニャに育まれていった独立の意思の体現を見いだすことが可能ではないだろうか。

注

- 1) ヌエバ・エスパーニャ末期の階級とその思想については、Luis Villoro, *El proceso ideológico de la revolución de independencia*, UNAM, México, 1977.を参照。
- 2) メキシコ独立をめぐる主な解釈の整理については、Timothy E. Anna, *La caída del gobierno español en la ciudad de México*, FCE, México, 1987, pp. 10-13.が簡潔である。本稿では John Lynch が唱える保守派による反革命論を踏まえた上で、むしろ独立はヌエバ・エスパーニャを構成していた様々な社会階級の妥協案であるとする Timothy E. Anna の見解に立脚している。
- 3) Agustín de Iturbide (1783-1824). バリャドリード（現在のメキシコ、ミチョアカン州）市参事会参事を務めるかたわらアシエンダを経営する地方特権階級ペニンスラールの一人息子として生まれた。1797年にカサルル伯爵の民兵軍に参加。その後カリエハ副王の引き立てにより副王領指揮官に昇進。1821年に「イグアラ計画」を提唱してメキシコを独立に導き、その後メキシコ帝国の皇帝に即位。共和派の台頭により、1年足らずで退位を余儀なくされ、イタリアへ追放された。ヨーロッパにて神聖同盟によるメキシコ侵攻計画を知るに及び帰国するが、反逆罪に問われ、1824年に銃殺刑に処された。今日メキシコ史においてイトゥルビデは解放者というより、冷酷無情の王党派軍人であり、私利私欲のために独立を推進し、自らが皇帝の座につくように仕組んだ野心家であったと評される傾向にある。したがって、客観的見地からイトゥルビデを研究の対象として扱った文献は少なく、次に挙げるものが主要なものである。まず、かれの生涯を綴った William Spence Robertson, *Iturbide of Mexico*, Greenwood Press, New York, 1968. は史料を駆使した貴重な研究書ではある。ただし、イトゥルビデが独立運動を推進していくようになった過程については言及していない。Javier Ocampo, *Las ideas de un día*, El Colegio de México, México, D. F., 1969, pp. 66-114. は独立達成時の世論をもとにメキシコ人がイトゥルビデに抱いた英雄像を浮き彫りにしている。Jesús Romero Flores, *Iturbide pro y contra*, Balsal editores, Morelia, 1971, pp.69-232. はイトゥルビデに対する評価をめぐってのメキシコ政府の論争が興味深い。Timothy E. Anna, *The Mexican Empire of Iturbide*, University of Nebraska, Lincoln, 1990. (スペイン語訳は、*El imperio de Iturbide*, Alianza Editorial, México, D. F., 1991.) は独立達成後のイトゥルビデ帝政に焦点を絞り、その崩壊の原因をメキシコが抱えていた経済問題に求め、野心のために皇帝の座についたとする従来のイトゥルビデ

- に対する評価に一石を投じた。こうした研究の成果は, Enrique Krauze, *Siglo de caudillos, Biografía política de México (1810-1910)*, Tusquets, México, D.F., 1994, pp.97-118. に取り込まれている。エンリケ・クラウゼはイトゥルビデは冷酷で、野心家であったという従来の評価に対して特に修正を加えてはいないが、かれがメキシコ独立達成を語る上で不可欠な人物であり、百日天下ではあったにせよ、自他共に認める独立の英雄として人々に支持されていたと明記し、イトゥルビデに対する否定的な評価を見直す作業がメキシコでもようやく開始されつつあることを示した。
- 4) Villoro, *op. cit.*, p.18; Criston I. Archer, *El ejército en el México borbónico, 1760-1810*, FCE, México, D. F., 1983, p.243.
 - 5) Juan Marchena Fernández, *Oficiales y soldados en el ejército de América*, Escuela de Estudios Hispanoamericanos, Sevilla, 1983.には旧スペイン領アメリカ植民地の副王領軍の豊富な統計が収められている。
 - 6) Archer, *op. cit.*, pp.48-50.
 - 7) *Ibid.*, pp.25-27.
 - 8) Leslie Bethell (ed.), *The Cambridge History of Latin America*, vol.III, Combridge University Press, Combridge, 1985 p.408.
 - 9) 軍人の定義・分類については, Archer, *op. cit.*, pp.247-250; Marchena Fernández, *op. cit.*, pp.79-83.を参照。
 - 10) Archer, *op. cit.*, pp.50-51.
 - 11) Marchena Fernández, *op. cit.*, pp.125-140.
 - 12) Archer, *op. cit.*, pp.203-213.
 - 13) Josefa Vega Juanino, *La institución militar en Michoacán en el último cuarto del siglo XVIII*, El Colegio de Michoacán, México, p.13. 民兵軍は鉱山主, アシエンダ領主, 商人らが自衛のため, または副王領政府の要請で雇い人や住民を組織した部隊であった。
 - 14) 軍事特権については, *Real Ordenanza para el establecimiento e instrucción de intendentes de ejército y provincia en el reino de la Nueva España*, número 11, artículo 86, Reales Ordenanzas del 22 de octubre de 1768, UNAM, México, 1984.を参照。
 - 15) Romeo Flores Caballero, *La contrarrevolución en la independencia*, El Colegio de México, México, D. F., 1973, p.7.
 - 16) Marchena Fernández, *op. cit.*, pp.121-124.
 - 17) メキシコ独立闘争史を市参事会の立場から論じたものとしては, Kishiro Ohgaki, “Ayuntamiento de la ciudad de México (1810-1821): La crisis política de 1808 y el cambio constitucional”, Tesis doctoral en Historia, El Colegio de México, México, D. F., 1979, 243 pp.がある。

- 18) Archer, *op. cit.*, p.357.
- 19) *Ibid.*, pp.260-261.
- 20) イトゥルビデは1808年にバリャドリードの民兵軍指揮官として部隊を率いて双方の演習に参加している。
- 21) Christon I. Archer, "The Royalist Army in New Spain: Civil-Military Relationships, 1810-1821", *JLAS*, vol.I (1981), p.61.
- 22) Doris Ladd, *The Mexican Nobility at Independence, 1780-1826*, University of Texas Press, Austin, 1976, p.19.
- 23) Nettie Lee Benson, *Mexico and the Spanish Cortes, 1810-1822*, University of Texas Press, Austin, 1971, p.140.
- 24) カリエハとクルスの1810年における勢力拡大については, Archer, *op. cit.* を参照。
- 25) アナスタシオ・ブスタマンテは1780年にミチョアカンの貧しい家庭に生まれた。グアダハラハラにて医学を学び, メキシコ市にてその方面の仕事に従事した。その後カリエハ将軍によりサン・ルイス・ポトシに軍人として配属され, 反乱軍との主要な戦いに功績を収めた。
- 26) Ladd, *op. cit.*, p.118.
- 27) ヌエバ・エスパーニャの地理については, Peter Gerhard, *A Guide to the Historical Geography of New Spain*, Cambridge University Press, London, 1972. を参照。
- 28) Agustín de Iturbide, *Correspondencia y diario militar de Don Agustín de Iturbide, 1815-1821*, tomo III, Archivo General de la Nación, México, 1930.
- 29) José Gutiérrez Catillas S. J., *Papeles de Don Agustín de Iturbide: Documentos hallados recientemente*, Editorial Tradición, México, 1977, p. 85.
- 30) Ladd, *op. cit.*, p.58.
- 31) Robertson, *op. cit.*, p.32.
- 32) *Ibid.*
- 33) Ladd, *op. cit.*, p.117.
- 34) *Ibid.*, p.193.
- 35) *Ibid.*, p.121.
- 36) Iturbide, *op. cit.*, pp.37-38.
- 37) *Ibid.*, p.44.
- 38) *Ibid.*, p.472, p.547.
- 39) *Ibid.*, pp.565-566, pp.571-574.
- 40) *Ibid.*, pp.547-548, pp.554-556, pp.560-563.

- 41) *Ibid.*, p.473.
- 42) *Ibid.*, p.198, p.532, pp.534-536.
- 43) Brian Hamnett, *Roots of Insurgency*, Cambridge University Press, New York, 1986, p.249.
- 44) Ladd, *op. cit.*, p.118.
- 45) Archer, *El ejército en el México borbónico, 1760-1810*, p.243.
- 46) Agustín de Iturbide, *La correspondencia de Agustín de Iturbide después de la proclamación del Plan de Iguala*, tomo I, Archivo Histórico Militar Mexicano, México, p.XVI.
- 47) *Ibid.*, p.78.
- 48) Lucas Alamán, *Historia de Méjico desde los primeros movimientos que prepararon su independencia en el año de 1808 hasta la época presente*, vol. V., Imprenta de J.M.M. Lara, México, 1852, p.45.
- 49) Archivo General de las Indias (以下, AGI と略す), México, Legajo 1680, “Satisfacción que da a este ilustre pueblo, la oficialidad del regimiento de Órdenes Militares en defensa de su honor”, México, 9 de enero de 1821.
- 50) AGI, México, Legajo 1680.
- 51) AGI, México, Legajo 1680, “Satisfacción que da a este ilustre pueblo, la oficialidad del regimiento de Órdenes Militares, en defensa de su honor”; “Breves reflexiones sobre el papel anónimo que con las iniciales de J.A.A. se ha impreso a nombre de la oficialidad del regimiento de Órdenes Militares con fecha del 9 de este mes, ...”, México, 17 de enero de 1821; “Contra los enemigos del regimiento de Órdenes Militares”, México, 18 de enero de 1821; “El regimiento de infantería de Órdenes Militares Expedicionarios, se justifica de la supuesta satisfacción dada a este ilustre pueblo a nombre de su oficialidad, por algún intruso”, México, 21 de enero de 1821.
- 52) AGI, México, Legajo 1680, Carta del virrey #186, 31 de enero de 1821.
- 53) AGI, México, Legajo 1680, Minuta del oficio reservado de la carta del virrey #186, 31 de mayo de 1821.
- 54) イトゥルビデは印刷屋を雇って計画をメキシコ各地へ流布させた。これはその内容をすみやかに普及させるのに有効な手段であったが、若干の省略や修正が加えられた何種類かのコピーを生む原因ともなった。ここでは, Iturbide, *Correspondencia y diario militar de Don Agustín de Iturbide, 1815-1821*, pp.663-664 に収められたものを用いる。参考までに「イグアラ計画」の拙訳を載せる。「第1条, キリスト教以外の宗教を許可しない。第2条, この国の

完全な独立。第3条、国に適した憲法による立憲君主制。第4条、フェルナンド七世およびその一族、ブルボン王家あるいはほかの王朝の者を皇帝とし、我々の君主として迎える。忌まわしい野心には注意しなければならない。第5条、この構想を実行に移す議会が招集されるまで評議会を設置する。第6条、この評議会を政府と称し、すでに副王に提案したメンバーで構成する。第7条、この評議会は君主の宣誓にもとづいて行政を担当する。君主がメキシコに到着し、宣誓を行った後は評議会の決定は効力を持たない。第8条、フェルナンド七世がメキシコに來られない場合は、評議会および摂政が国民の名において統治し、その間君主を選ぶ。第9条、政府は『三つの保障軍』によって支えられる。第10条、議会は皇帝が到着するまで評議会を存続させるか、代わりに摂政を設置するかを決定する。第11条、議会を招集し、憲法作成にとりかかる。第12条、メキシコの全ての国民は功績と徳以外の基準に左右されることなく職業を選ぶことができる。第13条、個人とその財産は尊重され保護される。第14条、在俗聖職者および修道会聖職者は全ての特権を保持する。第15条、国の各部署および役人は現職に留まる。イグアラ計画に反対する者のみが排され、イグアラ計画を支持し功績のあった者がそれに代わる。第16条、『三つの保障軍』という名の独立を守る軍隊を結成する。三つの保障が少しでも侵されることを防ぐため、この軍隊は一人残らず犠牲を払うこと。第17条、この軍隊は軍規を順守する。上官および士官は空きや必要や都合に迫られない限り現職に留まる。第18条、各部隊は常備軍とし、その後『イグアラ計画』を支持する部隊も同様である。遅れて支持を表明した軍人や国民は国民民兵軍となり、その組織については議会が決定する。第19条、かれらの職務は各上官の報告および一時的に国の名において任命する。第20条、犯罪は議会が招集されるまでスペイン憲法に全て従って処理する。第21条、独立に対する謀叛が発覚した場合、即座に刑務所へ送る。神聖なる国王に対する不敬罪の次に重い罪として議会が判決を下す。第22条、国民の団結を阻止する者を監視し、独立に対する謀叛人とみなす。第23条、議会は憲法定議員から構成されるべきであり、その目的で議員に選出されなければならない。選出の規則と期日については評議会が決める。」

55) Alamán, *op. cit.*, p.61.

56) Brian Hamnett, *Revolución y contrarrevolución en México y el Perú: Liberalismo, realeza y separatismo 1800-1824*, FCE, México, D.F., 1978, p. 311.

57) Anna, *op. cit.*, p.30.

58) Gutiérrez, *op. cit.*, p.223.

59) *Ibid.*, p.269.

60) Iturbide, *Correspondencia y diario militar de Don Agustín de Iturbide*,

1815-1821, p.663.

- 61) イグアラ計画第16条.
- 62) Iturbide, *op. cit.*, p.103.
- 63) イグアラ計画第9条.
- 64) イグアラ計画第17条. 軍事特権を認めているこの軍規をトリガランテ軍が継承した理由について、プライアン・ハムネットは Hamnet, *op. cit.*, pp.304-305. のなかで、それはカディス議会在1821年6月を目処に植民地における軍事特権の廃止を決定したことへの反発ではないかとしている。しかし筆者がこれまでに収集した史料には軍人特権に関する不満を表した記述が見られないため、ここでは言及せず、今後の課題としたい。
- 65) 例えば、 AGI, México, Legajo 1680, Cartas de Iturbide a Ciriaco del Llano y a Domingo Loaces, Iguala, 24 de febrero de 1821; Iturbide, *La correspondencia de Agustín de Iturbide después de la proclamación del Plan de Iguala*, tomo I, pp.13-14.などがある。
- 66) Iturbide, *ibid.*, p.18.
- 67) AGI, México, Legajo 1680, Carta de Iturbide al virrey, Iguala, 24 de febrero de 1821.
- 68) イグアラ計画第18条および第19条。
- 69) AGI, México, Legajo 1680, Carta del virrey Conde del Venadito al ministro de la Gobernación de Ultramar, 29 de mayo de 1821.
- 70) AGI, México, Legajo 1680, Carta de Agustín de Iturbide al virrey Conde del Venadito, Iguala, 24 de febrero de 1821.
- 71) Iturbide, *op. cit.*, p.148.
- 72) Iturbide, *Correspondencia y diario militar de Don Agustín de Iturbide, 1815-1821*, pp.662-663.

付記：本稿は日本ラテンアメリカ学会第15回定期大会（1994年6月11日於愛知県立大学）における口頭発表をもとに加筆したものです。発表後に様々なご指摘をいただいた方々に御礼申し上げます。また、お忙しいなか丹念に本稿を読み返し、貴重な御教示をくださいました京都外国語大学の 大垣貴志郎先生と南山大学の木下登先生に深く感謝申し上げます。